**畜産経営災害等総合対策緊急支援事業（うち肉用牛経営災害緊急支援対策事業）の概要**

（別紙１）

Ⅰ　事業の目的

　　被災した畜産農家の経営継続・経営再開のための取り組み支援並びに、災害等による停電時における家畜の生命維持に要する機械の稼働のための非常用電源の確保のための支援に対する補助により、畜産生産基盤の維持・強化及び畜産物の安定供給に資するものとする。

Ⅱ　事業の内容

**１　経営継続支援対策**

①指定された災害により畜産関連施設等に被害を受けた畜産経営体の経営継続のため、生産者集団等（生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人等）が実施する以下の取組（（１）、（２）、（３）、（４）、（５））に要する経費を補助。

②畜産経営体が緊急的に自ら実施する以下の取組（（１）、（３）、（５））に要する経費について、生産者集団等（生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人等）が補助するのに要する経費を補助。

**【対象となる災害】**

（令和5年3月30日現在　対象災害なし）

**【取組】**

**（１）牛舎、飼養管理の附帯施設・機械の補改修等**

牛舎等の損壊等又は緊急的な家畜の避難があった場合、既存牛舎、飼養管理のための附帯施設・機械の補改修等に係る経費を補助（事業費の１／２以内）。

**（２）簡易牛舎等の整備**

牛舎の損壊等又は緊急的な家畜の避難があった場合、簡易牛舎等を整備する場合及び既存牛舎を増築する場合の資材の支給に要する経費を補助（事業費の１／２以内）

**（３）緊急避難等支援**

牛舎の損壊等による緊急的な避難があった場合、家畜及び飼料等の輸送、管理委託に係る経費を補助（事業費の１／２以内）

**（４）繁殖に供する雌牛の導入支援**

牛舎の損壊等により死亡、廃用又はやむを得ず売却した繁殖雌牛に代わる繁殖に供する雌牛の導入に係る経費を補助（事業費の１／２以内）

**（５）電力確保支援 ※**

停電が生じた地域において、肉用牛経営に必要な電力確保のための発電機の借上げ、運搬及び設置工事に係る経費用を補助（事業費の１／２以内）

**２　非常用電源の整備 ※**

①生産者集団等（生産者集団、農業協同組合、農業協同組合連合会、一般社団法人等）が災害等による停電時に備え、家畜の生命維持に必要な機械の稼働のために実施する以下の取組に要する経費を補助。

**（１）非常用電源の導入**

**（２）非常用電源をリース事業者から借り受けるのに必要なリース料の軽減**

※ 一定出力以上の非常用発電設備は、性能等により規制対象となる法令・手続きが異なるため、納入業者、設置工事業者等への確認が重要であり、具体的な手続き等は届出先等に問合せください。